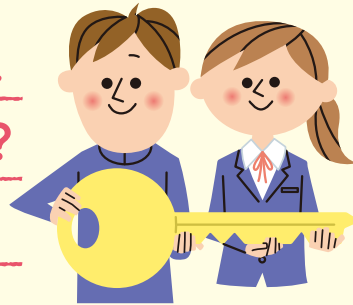


マイナンバーあるある

でも、私たちの大切な個人情報  
は本当に大丈夫なの？  
漏れないの？



マイナンバーの安全はどんなふうに守られているの？



マイナンバーは始まったばかりの制度ですが、実は海外（アメリカ、韓国など）では、以前から番号制度が取り入れられているんです。日本のマイナンバーは、これらの海外の利用例や問題点などを踏まえたうえで、より安全に使えるように考えられています。

例えば、海外の番号制度と比べて、マイナンバーを使う範囲を法律や条例で限定し、「社会保障」「税」「災害対策」の3つの分野でしか使わないようにしているんです<sup>※4</sup>。



そのほかにも安全につながる対策はあるの？



アメリカや韓国の番号制度では、本人確認は番号の確認のみで済ませていました。一方で、日本のマイナンバーの場合、本人確認はより厳しく行うこととなっています。マイナンバーを利用するときは、番号の確認に加えて、写真付きの身分証明書などを提示する必要があるんです。このように本人確認を厳しくすることで、他人の番号を使って手続をすることができないようになっています。

|          | 日本                   | アメリカ                   | 韓国                    |
|----------|----------------------|------------------------|-----------------------|
| 番号制度     | マイナンバー（個人番号）         | SSN（社会保障番号）            | 住民登録番号                |
| 番号の構成    | 12桁の数字               | 9桁の数字                  | 13桁の数字                |
| 番号の意味    | なし                   | なし                     | 前半6桁が生年月日             |
| 利用可能な範囲  | 社会保障・税・災害対策に限定       | 官民共通で広く利用              | 官民共通で広く利用             |
| 民間事業者の利用 | 番号法に規定のある場合を除き禁止     | 制限なし                   | 制限なし（2012年から段階的に制限開始） |
| 本人確認     | 番号および写真付き身分証明書を提示    | 番号のみで可能                | 番号のみで可能               |
| 個人情報の連携  | 分散管理（番号を使わず符号を用いて連携） | 番号で可能（各組織が個人情報もそれぞれ保管） | 番号で可能                 |

※4 将来的には、個人情報の保護に十分注意しつつ、行政運営の効率化を通じて国民の利便性がよりよくなるように、幅広い行政分野での活用や民間での活用も念頭に置いて、検討を行うこととなっています。

指導のポイント

以下の点を中心にご説明ください。

- A 先行する海外の事例を踏まえて、安全性が考えられていること
- B 「制度面」「システム面」の両面
- で様々な安全対策が講じられていること
- C マイナンバー提供時の厳格な「本人確認」が必要であること

マイナンバー制度の安心・安全の確保について

マイナンバー制度では、利用する人の安心・安全を確保するために、法律の面でもシステム運用の面でも、さまざまな対策を講じています。



制度面

- 1 厳格な本人確認（番号の確認と身元の確認）（詳しくはこのページの下へ）
- 2 法律に定めているものを除き、マイナンバーを含む個人情報の取扱い（収集・保管など）を厳しく制限しています。
- 3 個人情報（マイナンバーを含む）の正しい取扱いについて、第三者機関である個人情報保護委員会が監視・監督等を行います。
- 4 「不正」もしくは「不当」に、マイナンバーを取得したり、提供した場合には、厳しい罰則が課せられます。
- 5 自分の個人情報について、行政機関間でやりとりした履歴を確認することができます。（詳しくはP18へ）

システム面

- 1 どこか一か所に情報を集めてしまうことはありません。各行政機関がそれぞれ分散管理しているため、芋づる式に情報が漏れることはありません。
- 2 各行政機関のネットワークでのやりとりには、マイナンバーは直接使いません。解読できない符号に変換し、情報のやりとりを行います。
- 3 各行政機関がやりとりする情報は、複雑に暗号化して行います。

B

マイナンバー提供時は、利用目的の確認と本人確認書類の提示

マイナンバーを提供するときは、利用目的をきちんと確認し、なりすまし防止のために「番号確認（申請書に記載されたマイナンバーが正しいかの確認）」と、「身元の確認（マイナンバーの正しい持ち主かどうかの確認）」が求められます。これらの2つの確認を併せて「本人確認」といいます。

マイナンバー利用時の本人確認方法

| 番号の確認                           | 身元の確認  |
|---------------------------------|--|
| 「通知カード」あるいは「番号が記載されている住民票の写し」など | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「運転免許証」や「パスポート」など、顔写真、氏名、生年月日または住所が記載されているもの</li> <li>2 ①や「マイナンバーカード」の提示が困難な場合には、年金手帳、健康保険証など氏名、生年月日または住所が記載されているものを2つ以上</li> </ol> |
| マイナンバーカード 1枚でOK!                |  |



C